

## 第 14 分野「国際社会の「平等・開発・平和」への貢献」

### I これまでの施策の効果と、「国際社会の「平等・開発・平和」への貢献」が十分に進まなかった理由

1 我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解では、一定の取組について評価されている反面、前回の最終見解(2003年)への取組が不十分と指摘され、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されている。

また、国際貢献については、ODA(政府開発援助)予算が減少傾向にある中でGADイニシアティブを活用しつつODAにおけるジェンダー主流化に取り組んでいる。

2 国際社会の「平等・開発・平和」への貢献が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 国際規範に履行義務があるという認識が足りず、国内において施策が十分に実施されてこなかった状況に加え、女子差別撤廃条約等の国際規範を推進する体制が弱く、推進する主体が明確でなかった。
- (2) 国際規範を国内で実施するに当たっても、固定的性別役割分担意識が依然として根強く、国際的協調の観点から男女共同参画を推進していく上で障害となっている。
- (3) ODA政策の立案及び実施に当たって、意思決定過程に女性の参画が不足する等、男女共同参画の視点を反映する体制が弱かった。

### II 今後の目標

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項を適切に実施するよう努める。

また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。

さらには、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であり、ODAの実施に当たってはジェンダー主流化の視点で効果的に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築のプロセスへの参画を進める必要がある。

### III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 国際的協調:条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

(1) 施策の基本的方向

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同

参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準を周知徹底するとともに、積極的に国内施策において実行するよう努める。

## (2) 具体的な取組

- ① 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009 年8月公表)及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。
- ② 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会からの最終見解等の国内施策における実行及びその評価や監視体制を強化する。
- ③ 女子差別撤廃条約の選択議定書及びパートタイム労働に関する条約(IL0 第 175 号条約)、母性保護条約(IL0 第 183 号条約)等男女共同参画にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、締結に向けて積極的な対応を図る。また、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(IL0 第 111 号条約)について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期批准に向けての検討を図る。

## 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

### (1) 施策の基本的方向

ODA の実施に当たっては、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立って ODA プログラム・プロジェクトを効果的に実施し、国際的な女性のエンパワーメント及び地位向上に積極的に寄与する。また、平和構築の観点から、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させ、意思決定への女性の参画を促進する。

### (2) 具体的な取組

- ① ミレニアム開発目標達成に向けて、ODA 大綱や GAD イニシアティブに基づき、我が国の ODA 政策(国別援助計画等)に男女共同参画の視点を反映させる。
- ② 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム等の実施に関する評価や監視体制を確立する。
- ③ 開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化を支援する。
- ④ ODA 実施機関・政策決定機関のジェンダー主流化のため、ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や組織の能力向上・体制整備に努める。
- ⑤ 女性の平和への貢献を推進するため、女性と平和構築に向けた安保理決議 1325、1820、1888、1889 号(\*)を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における

平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。

- ⑥ 人身取引対策の観点から、ODA を活用し、人身取引被害者のエンパワーメントを進める。
- ⑦ 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。

(\*) 安保理決議 1325、1888、1889 号は、女性、平和、安全に関する決議  
安保理決議 1820 号は、紛争地域における性的暴力に関する決議

### 3 対外発信機能の強化

#### (1) 施策の基本的方向

国際社会における日本のプレゼンスを高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

#### (2) 具体的な取組

- ① 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議(女子差別撤廃委員会、婦人の地位委員会等)の委員や日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。
- ② 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信(防災や環境分野における男女共同参画の視点等)に努める。
- ③ 男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。
- ④ 男女共同参画を推進するために、NGO の政府代表団への参加を継続する等、政府と NGO との連携・協力を進める。